

○広陵町放課後子ども育成教室条例

平成20年3月19日

条例第15号

改正 平成22年3月23日条例第17号

平成23年3月22日条例第22号

平成25年9月30日条例第8号

平成28年12月20日条例第14号

平成31年3月20日条例第20号

(設置)

第1条 この条例は、町内の小学校に在籍する児童(以下「児童」という。)に対し、学ぶ意欲のある子どもたちに学習機会を提供するとともに安全、安心な拠点作りとして適切な遊びと生活の場を与え、その健全な育成を図ることを目的とし、放課後子ども育成教室(以下「クラブ」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 クラブの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
あすなるクラブ	広陵町大字平尾542番地
あすなる第二クラブ	広陵町大字平尾533番地
かしのきクラブ	広陵町大字百済1625番地1
くすのきクラブ	広陵町大字弁財天303番地 広陵町大字弁財天317番地
ひまわりクラブ	広陵町馬見南2丁目1番30号
もくせいクラブ	広陵町馬見北7丁目1番32号
すぎのきクラブ	広陵町馬見北7丁目1番32号

(平22条例17・平23条例22・平31条例20・一部改正)

(利用資格)

第3条 クラブを利用することができる児童は、クラブに登録をした児童とする。

(利用料)

第4条 クラブに登録をした児童の保護者は、利用料を納入しなければならない。

2 前項に規定する利用料は、出席日数にかかわらず児童1人につき次のとおりとする。ただし、生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯の児童は徴収しない。

利用時間	利用料(月額)
午後5時まで	4,000円
午後5時30分まで	4,500円
午後6時まで	5,000円
午後6時30分まで	5,500円

(平28条例14・一部改正)

(利用料の免除)

第5条 利用料は、町長が特別の事由があると認めるときは減免することができる。

(平25条例8・一部改正)

(その他)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平25条例8・一部改正)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(広陵町立児童育成クラブ条例の廃止)

2 広陵町立児童育成クラブ条例(平成13年3月広陵町条例第20号)は、廃止する。

附 則(平成22年条例第17号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年条例第22号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成25年条例第8号)

この条例は、平成25年10月1日から施行する。

附 則(平成28年条例第14号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成31年条例第20号)

この条例は、公布の日から施行し、平成30年11月1日から適用する。